

参 考 資 料

1	自転車 ¹ の安全利用の促進及び自転車等の駐車 ² 対策の総合的推進に関する法律	1～5 P
2	福岡市自転車 ¹ の放置防止に関する条例	6～8 P
3	福岡市自転車 ¹ の放置防止に関する条例施行規則	9～10 P
4	自転車 ¹ 譲渡契約書	11～15 P
5	TSマーク ³ 制度等の説明	16 P
6	地方自治法・地方自治法施行令	17～18 P

1 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

(昭和 55 年 11 月 25 日 法律第 87 号)

最終改正：平成 5 年 12 月 22 日 法律第 97 号

(目的)

第 1 条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もつて自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- 二 自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。
- 三 自転車等駐車場 一定の区画を限つて設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- 四 道路 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- 五 道路管理者 道路法第 18 条第 1 項に規定する道路管理者をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、第 1 条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

(良好な自転車交通網の形成)

第 4 条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するために必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

2 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。

3 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適切な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

(自転車等の駐車対策の総合的推進)

第 5 条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用が増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他措置を講ずることにより、当該自転車等駐

車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車を設置する場合は、この限りではない。

- 3 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するよう努めなければならない。
- 4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車を設置しなければならない旨を定めることができる。
- 5 都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まつて、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。
- 6 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等（自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であつて、当該自転車等の利用者が当該自転車を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。）の撤去等に努めるものとする。

第6条 市長村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

- 2 **市長村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市長村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。**
- 3 **市長村長は、第1項の規定により保管した自転車につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。**
- 4 **第2項前段の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。**
- 5 第1項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。
- 6 都道府県警察は、市町村から、第1項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

(総合計画)

第7条 市町村は、第5条第1項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合計画の対象とする区域

二 総合計画の目標及び期間

三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要

四 第5条第2項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の構ずる措置

五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針

六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項

七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、総合計画を定めるに当たっては、第2項第3号に掲げる事業のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者（第5条第4項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。）と、第2項第4号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。

5 市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。

7 総合計画において第2項第3号の主要な自転車等駐車場の設置主体となつた者及び同項第4号の設置協力鉄道事業者となつた者は、総合計画に従つて必要な措置を講じなければならない。

（自転車等駐車場対策協議会）

第8条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車場対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市長村長に意見を述べることができる。

3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市長村長が指定する者で組織する。

4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

（自転車等駐車場の構造及び設備の基準）

第9条 一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、周辺の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。

2 国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術的指針を定めることができる。

(都市計画等における配慮)

第10条 道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関連する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければならない。

(交通安全活動)

第11条 国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

(自転車等の利用者の責務)

第12条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車を放置することのないように努めなければならない。

3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受けなければならない。

(自転車の安全性の確保)

第13条 国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備すること等により、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

(自転車製造業者等の責務)

第14条 自転車の製造(組立を含む。以下同じ)を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取り扱い方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

3 国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売りを業とする者に対し、前2項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

(国の助成措置等)

第15条 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車等駐車場の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

3 国は、前2項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全の推進その他の自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。

4 国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者が必要と認めるものに対し、資金のあつせんその他必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における自転車の放置を防止することにより、市民の良好な生活環境を確保するとともに、都市の美観を維持し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 放置 自転車の利用者等が、当該自転車を離れて直ちに当該自転車を移動することができない状態（公務等のやむを得ない理由がある場合を除く。）をいう。
- (3) 自転車駐車場 一定区画を限つて設置される自転車の駐車のための施設をいう。
- (4) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他公共の用に供する場所をいう。
- (5) 利用者等 利用者及び所有者をいう。

(市長の施策)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、公共の場所における自転車の放置防止に関し、必要な施策を実施するものとする。

(自転車の利用者等の責務)

第4条 自転車の利用者等は、公共の場所において自転車を放置しないよう努めなければならない。

- 2 自転車の所有者は、当該自転車の見やすい個所に自己の住所、氏名等を明記するよう努めなければならない。
- 3 自転車の利用者等は、前条の規定に基づき市長が実施する施策に協力しなければならない。
(平成7条例30・一部改正)

(自転車小売業者の責務)

第5条 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）は、自転車の販売に当たっては、防犯登録の勧奨に努めなければならない。

- 2 自転車小売業者は、第3条の規定に基づき、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

第6条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「鉄道事業者等」という。）は、旅客の利便に供するため、駅又は停留所付近に自転車駐車場を設置するよう努めなければならない。

- 2 鉄道事業者等は、市長が駅又は停留所付近に自転車駐車場を設置しようとするときは、その用地を提供する等により、第3条の規定に基づき市長が実施する施策に協力しなければならない。

(施設の設置者の責務)

第7条 官公署、学校、図書館、公会堂等の公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等の自転車の大量駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設

の利用者の利便に供するため、自転車駐車を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するよう努めなければならない。

- 2 前項に規定する施設の設置者は、第3条の規定に基づき市長が実施する施策に協力しなければならない。

(自転車放置禁止区域の指定及び変更)

第8条 市長は、自転車の放置により市民の良好な生活環境が阻害されている公共の場所又はそのおそれがあると認められる公共の場所を、自転車放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係機関と協議するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により放置禁止区域を指定するときは、あらかじめその旨を告示するものとする。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の放置禁止区域の変更について準用する。

(平成7条例30・一部改正)

(自転車の放置の禁止)

第9条 自転車の利用者等は、放置禁止区域内に自転車を放置してはならない。

(放置自転車に対する措置等)

第10条 市長は、自転車の利用者等が放置禁止区域内に自転車を放置しているとき、又は放置しようとしているとき、当該自転車の利用者等に対し、規則で定めるところにより当該自転車を自転車駐車場その他適当な場所に移動するよう命じることができる。

- 2 市長は、放置禁止区域内において自転車が放置され、かつ、当該放置の場所の周辺に当該自転車の利用者等がいないと認めるときは、当該自転車を移動し、保管することができる。

第11条 市長は、公共の場所（放置禁止区域を除く。）において自転車の放置により、市民の良好な生活環境が著しく阻害されていると認めるときは、当該自転車の利用者等に対し、規則で定めるところにより放置しないよう指導することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指導を行ったにもかかわらず、自転車が規則で定める相当の期間にわたって放置されていると認めるときは、当該自転車を移動し、保管することができる。

(保管した自転車に係る措置)

第12条 市長は、第10条第2項又は前条第2項の規定により、自転車を移動し、保管した場合は、規則で定めるところによりその旨を告示するとともに、当該自転車の利用者等に当該自転車を返還するため必要な措置を講じるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による告示の日から規則で定める期間を経過してもなお当該告示に係る自転車を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車につき廃棄等の処分をすることができる。

(平成7条例30・一部改正)

(費用の徴収)

第13条 市長は、第10条第2項又は第11条第2項の規定により、自転車を移動し、保管した場合は、当該自転車の移動及び保管に要した費用を当該自転車の利用者等から徴収することができる。

2 前項の規定により徴収する費用の額は、自転車1台について2,000円とする。

(平成7条例30・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡市自転車の放置防止に関する条例(昭和60年福岡市条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(放置禁止区域標識等の設置)

第2条 市長は、条例第8条第1項の規定により自転車放置禁止区域を指定したときは、当該区域内に自転車放置禁止区域標識(様式第1号)及び自転車放置禁止区域図を設置するものとする。

(命令)

第3条 条例第10条第1項に規定する命令は、口頭、警告札(様式第2号)の自転車への取り付け等により行うものとする。

(指導)

第4条 条例第11条第1項に規定する指導は、口頭、注意札(様式第3号)の自転車への取り付け等により行うものとする。

(相当の期間)

第5条 条例第11条第2項に規定する規則で定める相当の期間は、3日間とする。

(平成7規則55・一部改正)

(放置自転車の移動に伴う措置)

第6条 市長は、条例第10条第2項又は第11条第2項の規定により放置されている自転車を移動する場合において、当該自転車が鍵、鎖等で工作物等につながれていることにより移動することができないと認めるときは、当該鍵、鎖等を切断する等必要な措置を講じることができる。

(平成18規則1・追加)

(保管台帳の作成)

第7条 市長は、条例第10条第2項又は第11条第2項の規定により、放置されている自転車を移動し、保管したときは、保管台帳を作成するものとする。

(平成18規則1・旧第6条繰下)

(移動等の告示)

第8条 条例第12条第1項に規定する告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 移動し、保管した自転車が放置されていた場所
- (2) 移動し、保管した自転車の台数
- (3) 移動し、保管した年月日
- (4) 保管及び返還を行う場所
- (5) 返還事務を行う時間
- (6) その他必要な事項

(平成18規則1・旧第7条繰下)

(所有者への通知)

第9条 市長は、条例第10条第2項又は第11条第2項の規定により移動し、保管した自転車について、防犯登録等により所有者が明らかになったときは、速やかに、返還通知書（様式第4号）により当該自転車の所有者へ通知を行うものとする。

（平成18規則1・旧第8条繰下）

（保管した自転車に係る措置）

第10条 条例第12条第2項前段に規定する規則で定める期間は、1月間とする。

2 条例第12条第2項後段に規定する自転車を売却することができないと認められるときであるかどうかは、市長が自転車の形状及び社会的、経済的状况を考慮して判断するものとする。

3 条例第12条第2項後段に規定する処分は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

(1) 廃棄

(2) 社会福祉施設その他の公共団体、公共的団体等への無償譲渡

(3) その他市長が認める方法

（平成7規則55・追加，平成18規則1・旧第8条の2繰下）

第11条 条例第10条第2項又は第11条第2項の規定により移動し、保管した自転車（条例第12条第2項の規定により処分したものを除く。）及び条例第12条第2項前段の規定に基づき売却した自転車の代金（以下「売却代金」という。）は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定により本市が所有権を取得するまでの間は、善良な管理者の注意をもつて保管するものとする。

（平成7規則55・追加，平成18規則1・旧第8条の3繰下）

（返還事務）

第12条 条例第10条第2項又は第11条第2項の規定により移動、保管された自転車の利用者等は、当該自転車又は売却代金の返還を受けようとするときは、その氏名及び住所並びに当該自転車の利用者等であることを証するものを提示しなければならない。

2 条例第10条第2項又は第11条第2項の規定により移動し、保管した自転車又は売却代金を返還する場合は、その際に、条例第13条第1項の規定に基づき自転車の移動及び保管に要した費用を利用者等から徴収する。

（平成7規則55・追加，平成18規則1，旧第9条繰下）



自転車譲渡契約書



- | | | |
|---|-------|----------------------|
| 1 | 品名 | 再利用自転車 |
| 2 | 契約金額 | 1台あたり 1,000円 |
| 3 | 契約期間 | 平成24年4月1日～平成25年3月31日 |
| 4 | 搬出場所 | 香椎浜自転車保管所外10箇所 |
| 5 | 契約保証金 | 免除 |

上記の件について、譲渡人福岡市（以下「甲」という。）と譲受人福岡県自転車軽自動車商協同組合福岡ブロック会（以下「乙」という。）との間に次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 甲が福岡市自転車の放置防止に関する条例に基づき移動保管した自転車のうち、引取のない自転車で再利用可能な自転車（以下「再利用自転車」という。）について、資源の再利用化の促進、自転車の安全利用及び自転車の放置防止意識の高揚を図る観点から乙に有償譲渡する。

（履行の義務）

第2条 甲及び乙は、誠実にこの契約の条項を履行しなければならない。

（目的）

第3条 甲が移動保管した放置自転車のうち、移動保管の告示から1ヶ月を経過した自転車について、乙がリサイクルによる有効利用を行うことを目的として、甲は乙に有償譲渡するものとする。

（自転車の販売店の認可）

第4条 乙は甲に対して、年度当初に、譲渡を受けた再利用自転車を再整備し、販売する販売店を申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、この契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

（譲渡物件）

第6条 甲が乙に譲渡する物件は、移動保管の告示から1ヶ月を経過した再利用自転車とする。

（譲渡手続等）

第7条 乙は、甲が指定する日時に自転車の検分をし、別途譲渡希望自転車一覧を甲に提出しなければならない。

（自転車の搬出）

第8条 自転車の搬出期間は、譲渡希望自転車一覧提出後、各自自転車保管所を所管する各区自転車担当課が指定した日時とする。なお、指定した日時に搬出を完了しない場合は、甲に違約金を支払わなければならない。ただし、天災事変、その他甲がやむを得ない理由によると認めるときは、各区自転車担当課と協議の上、日時の変更及び延長を行うことができる。

2 前項の規定による違約金は、契約単価に甲が指示した数量を乗じて得た金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅

延利息の率(以下「基準率」という。)の割合を乗じて得た額に相当する金額とする。
(第三者に及ぼした損害)

第9条 業務の履行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその賠償をしなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(譲渡金額の納入)

第10条 乙は、譲渡金額を甲の発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに、その指定する金融機関において納付しなければならない。

2 甲は乙が売却代金を前項の期日までに納入しないときは、当該期日から納入完了日までの日数に応じ、当該代金につき、基準率で計算した額を遅延利息として徴収する。ただし、天災事変、その他甲がやむを得ない理由によると認めるときは、この限りではない。

(防犯登録等)

第11条 乙は、再整備した自転車の販売する場合、防犯登録を行い、自転車安全整備店で整備したことを明示するため「TSマーク」を貼付するものとする。

(報告等)

第12条 甲は必要と認めた場合、自転車の譲渡及び販売並びに防犯登録等に関する資料の提出を乙に行わせることができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除もしくは、自転車の譲渡及び再利用自転車の販売の差し止め並びに再利用自転車取扱店の登録を抹消することができる。

(1) この契約条項に違反したとき。

(2) 故意に契約の履行を遅延し、または本契約の趣旨に反する行為をしたとき。

(3) 正当な理由なく期限内に契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(4) 甲の指示監督に従わなかったとき、または職務を妨害したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の合計の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等関与に対する甲の解除権)

第13条の2 甲は、福岡県警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があつても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 役員等(その法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)の構成員(暴対法第2条第6号に規定するもの(構成員とみなされる場合を含む。))。以下「構成員等」という。)であるとき。

(2) 構成員等が経営に事実上参加していると認められるとき。

(3) 暴力団又は構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたとき。

(4) 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用しているとき。

(5) 暴力団又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約を締結したとき。

(6) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的

をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき。

(7) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき、又は暴力団又は構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたとき。

(8) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合にこれを準用する。

(秘密の保持)

第14条 乙は、契約履行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(談合等の不正行為に対する違約金)

第15条 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、この契約に関して刑法(明治40年法律第45号)第96条の3の罪を犯したとき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為を行ったこと、又は同法第8条の3において準用する同法第7条の2の規定による課徴金の納付命令を受けるような行為を行ったこと(以下「談合等の不正行為を行ったこと」という。)が明らかになったときは、乙は、甲に対して、当該談合等の不正行為を行ったことにより甲に生じた損害の賠償として、契約単価に予定数量を乗じて得た額の合計の10分の2に相当する額を支払わなければならない。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、甲が当該超える額の支払いを請求することを妨げるものではない。

(福岡市契約事務規則等の遵守)

第16条 乙は、この契約書に定めるもののほか、福岡市契約事務規則その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

(補則)

第17条 この契約に定めがない事項については、甲、乙協議して定めるもののほか、別紙仕様書によるものとする。

この契約書の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 4 月 | 日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区

福岡県自転車軽自動車商協同組合 福岡ブロック会
ブロック長

自 転 車 譲 渡 仕 様 書

契約期間	品 名	形状・寸法	単 価	履行場所
平成24年4月 1日から 平成25年3月31日まで	自転車	各 種	1, 0 0 0円	別紙福岡市自転車 保管所一覧のとおり

- 1 本譲渡契約に関しては、福岡市契約規則その他の関係法令を守り、本仕様書記載事項を確認のうえ見積を行うこと。
- 2 自転車の搬出については、譲渡希望自転車一覧提出後、各自転車保管所を所管する各区自転車担当課が指定した日時に必ず全ての搬出を完了すること。なお、指定した日時に搬出を完了しない場合は本市契約規則第35条を適用し違約金を徴収する。
また、搬出期限が経過した後は、本市の都合による搬出路の閉鎖等の事情により、搬出不能となる場合もあるので搬出期限を厳守すること。
- 3 搬出に際しては、担当職員と打合せを行い、その指示を受けること。
- 4 搬出は、土曜日、日曜日、祝日、休日以外の日の午後3時30分から午後5時00分までとする。ただし、本市の業務の都合上やむを得ない事情が生じたときは、搬出時間を変更することがある。
- 5 本市の保管所においては、搬出作業のみとし、解体等その他一切の行為を行ってはならない。
- 6 本譲渡物件については、現状有姿のまま販売を行わないこと。
- 7 本譲渡物件をリサイクル車として販売する場合は、防犯登録及びT Sマークを貼付すること。
- 8 本譲渡物件については、不要部品といえどもすべて引取るとともに責任をもって処理し、不法投棄は一切行わないこと。
- 9 本譲渡契約後の物件については、災害・盗難等による事故が発生しても、本市はその一切の責任を負わないものとする。
- 10 本仕様書に記載のない事項については両方で協議し、決定する。

福岡市自転車保管所一覧

区名	保管所名	所在地	電話番号
東区	香椎浜保管所	東区香椎浜4丁目6番	☎671-5860
	貝塚保管所	東区箱崎7丁目7番	☎633-3050
博多区	榎田保管所	博多区豊1丁目10番	☎411-1706
	雑餉隈保管所	博多区麦野4丁目41番	☎501-6604
中央区	那の津保管所	中央区那の津3丁目7番	☎781-6542
南区	三宅保管所	南区三宅3丁目15番	☎541-6765
	平尾保管所	南区大楠2丁目18番	☎524-0415
城南区	鳥飼保管所	城南区鳥飼5丁目21番	☎844-5190
早良区	有田保管所	早良区有田5丁目15番	☎863-7900
	西新保管所	早良区祖原14番	☎851-6878
西区	姪浜保管所	西区小戸4丁目26番3号	☎881-8848

TSマーク制度

1. TSマーク制度とは

自転車を安全に利用してもらうための制度で、自転車安全整備士が自転車を点検、整備して道路交通法上の普通自転車として確認をしたときに貼られるマーク。このマークが貼られている自転車には傷害及び賠償責任保険が附加される。



2. TSマーク付帯保険

TSマークの貼られた自転車を運転中、事故を起こした場合は、死亡、重度後遺障害に対する傷害保険金や賠償責任保険金が最高限度額2,000万円が支払われる。

3. TSマークの種類

①第一種TSマーク(青マーク)

傷害保険	損害賠償保険
入院加療 15日以上 [一律]11万円	死亡または 重度障害(1~7級) [限度額]1,000万円
死亡または 重度障害(1~4級) [一律]30万円	



②第二種TSマーク(赤マーク)

傷害保険	損害賠償保険
入院加療 15日以上 [一律]10万円	死亡または 重度障害(1~7級) [限度額]2,000万円
死亡または 重度障害(1~4級) [一律]100万円	



4. 加入方法

TSマークのついた自転車安全整備店で自転車の点検、整備を受け、TSマークの貼付を依頼する。

TSマークを貼る料金は、自転車の点検、整備をする料金がその貼付料金となる。(部品交換等の部品代は別料金。)



5. 有効期間

保険の有効期間は、TSマークに記載されている点検・整備の年月日から1年間。期限がきたら、また整備・点検を受けて更新ができる。

※貼付料金は、一般的に1,000円~2,000円程度(整備店によって異なる。)

※TSマーク付帯保険は、公益財団法人 日本交通管理協会が損害保険会社と直接団体契約をしており、自転車利用者が個々に保険会社と契約する必要はない。

自転車防犯登録制度

1. 防犯登録とは

①目的

都道府県の公安委員会が登録を管理している制度で、自転車の盗難防止及び盗難された自転車の回復を目的。

②システム

自転車の所有者の情報を、防犯協会がデータ管理し、盗難車の登録番号(車体番号)から自転車の持ち主を容易に探し出すことが可能である。

③根拠法令

「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」平成6年6月20日施行

第十二条 3 「自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録を受けなければならない。」

第十四条 2 「自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の奨励並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。」

※「防犯登録」をしていれば、盗難などの被害にあった場合に早期の発見が可能となり、盗難届けを出す場合の、所有者の証明にも利用可能。

※「防犯登録」を行わない場合の罰則はない。

2. 防犯登録の流れ

- ① 自転車を購入した者は、自転車販売店(防犯登録店)で登録する。登録に必要なものは自転車本体、住所・氏名が確認できるもの。
* 新車だけでなく、中古自転車を含む。
- ② 防犯登録店は、所有者の住所・氏名や自転車の特徴等を記載した「防犯登録カード」を作成し、「登録証(ステッカー)」を自転車の車体に貼付し、防犯登録カードを購入者に交付。
防犯登録カードは複写となっており、自転車販売店、所轄警察署で控えとして保管されます。
- ③ 販売店が防犯登録を取り扱っていない場合(量販店など取り扱っていない店及び、登録の奨励を行わない店がある)の自転車については、防犯協会(警察署の中にある)や交番・駐在所で防犯登録をすることができる。

3. 有効期限

カードの登録の有効期限 7年

4. 登録料

登録手数料1台 500円(自己負担)

5. 防犯登録協会

社団法人 福岡県防犯協会連合会
〒812-8576 福岡市博多区東公園7-7
福岡県警察本部内 TEL092(633)3221

地方自治法

(昭和二十二年四月十七日)(法律第六十七号)

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

(以下省略)

地方自治法施行令

(昭和二十二年五月三日)(政令第十六号)

(随意契約)

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十六項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところ

るにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六条第六項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がなく、又は再度の入札に付し落札者がなくとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

(以下省略)